

大阪府育英会予約奨学生の募集



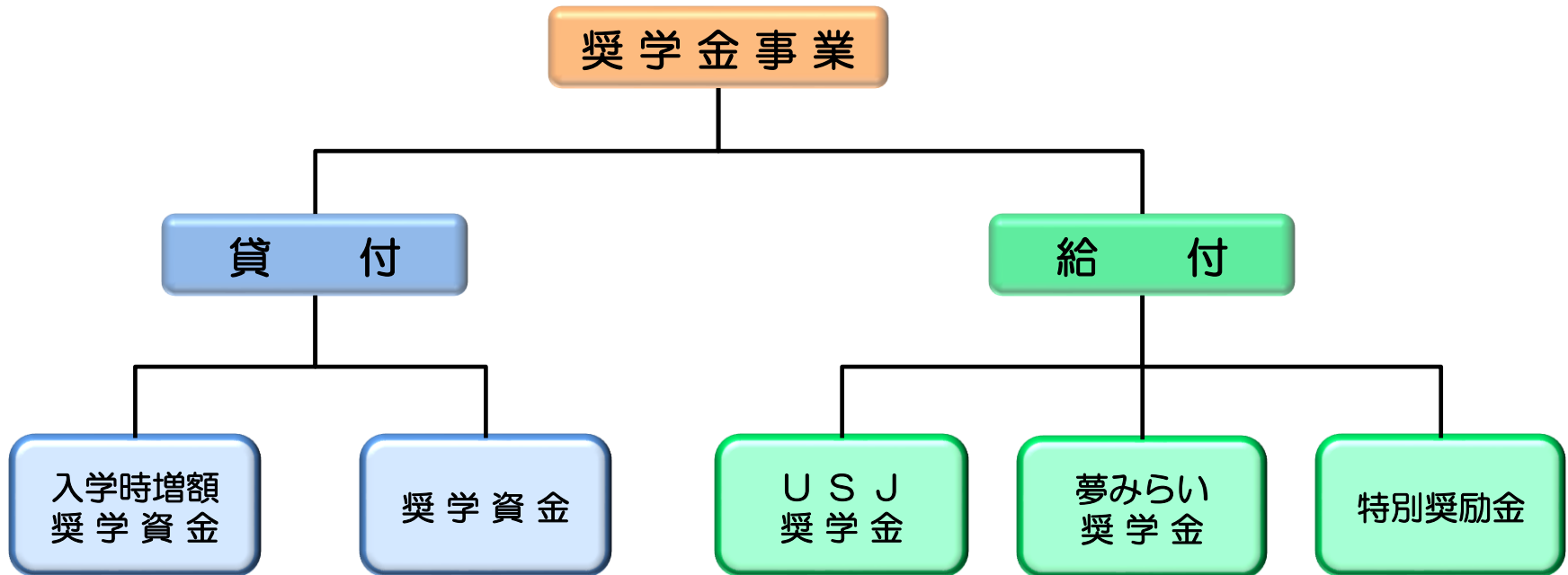
公益財団法人 大阪府育英会

令和 4年 8月

■ 大阪府育英会について	1
・ 事業目的	
■ 奨学金貸付事業の概要	2
・ 貸付の種類	
・ 募集の種類および募集の時期	
■ 予約奨学生の募集について	3
・ 予約奨学生の募集とは？	
■ 申込資格について	4 ～ 9
・ 申込資格	
・ ＜参考＞「課税標準額」・「調整控除の額」の確認方法	
■ 貸付額について	10 ～ 14
・ 貸付額	
・ 参考 大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額	
・ 参考 大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に進学した場合の貸付限度額	
■ 予約奨学生募集の流れについて	15
1 募 集	16 ・ 17
2 申込書類の提出	18 ～ 29
3 採用決定通知の送付	30
4 借入手続き書類の送付	31
5 借入手続き	32 ・ 33
■ 申込書類提出後の変更等について	34
■ 返還について	35 ～ 37

事業目的

大阪府内に住所を有する者の保護する学生・生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学困難な者に、奨学金の貸付その他奨学上必要と認める事業等を行うことにより、教育の機会均等に寄与するとともに、次代の社会を担う有用な人材の育成に資することを目的とし、この目的を達成するために奨学金の貸付・給付を行っています。



貸付の種類

～ 無利子の貸付です ～

入学時増額奨学資金 ← ※今回の予約募集のみ申込可能です。

高校等（中等教育学校の後期課程を除く）への入学時に必要な経費の支払いに充てるため、
入学前に貸付する学資

奨学資金

高校等の授業料及びその他修学に必要な経費の支払いに充てるため、
在学中に貸付する学資

募集の種類 および 募集の時期

予約募集 ※中学校を通じて募集 ← 今回の募集です。

・募集時期：中学3年生の秋頃（9月上旬～10月上旬）

在学募集 ※高校等を通じて募集

・募集時期：高校在学中の春（4月中旬～5月上旬）

奨学金は貸付金です！

卒業後（貸付終了後）は必ず返還しなければなりません。

返還したお金は後輩のための奨学金になります。

確実に返還してください。

予約奨学生の制度とは－？

高等学校等へ進学を希望する生徒^(*)が「進学前」に在学する中学校を通じて奨学金貸付の予約をする制度です。

(*) 中学3年生及び既に中学校を卒業したが高等学校等に進学していない者

- 高等学校等へ進学後も『在学募集』による奨学資金の申込み機会がありますが、入学時増額奨学資金の申込みは今回限りとなります。
- 進学に際し経済的な不安を持たれている方は、この機会に必ずお申込みください。奨学資金を借りる必要がなくなった場合は、いつでも辞退できます。
(借入手続き書類を提出しなければ、自動的に辞退したものとみなします。)

※ 新型コロナウイルス感染等の影響で、急な日程変更等が生じた場合は、
随時ホームページ上でお知らせします。

ご不便をおかけしますが、ご確認くださいませようお願いします。

申込資格

(1) 令和5年4月に学校教育法による次の学校へ進学を希望する者

- ・高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校
- ・専修学校(高等課程)(ただし修業年限1年以上の学科)

注) 中等教育学校の後期課程は、「入学時増額奨学資金」の貸付対象外です。

(2) 保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること

保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。

【在留資格】

- | | |
|-----------|-----------------|
| ・永住者 | ・日本人の配偶者等 |
| ・永住者の配偶者等 | ・ <u>定住者(※)</u> |

(※) 定住者については、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。

永住の意思確認のため、当会所定の『誓約書』の提出が必要となります。

該当される場合は、当会までご連絡ください。『誓約書』をお送りいたします。

申込資格

(3) 以下の算式により算出された所得判定額（保護者合算）が次のとおりであること

【算式】 市町村民税の課税標準額 × 6 % − 市町村民税の調整控除の額 = 所得判定額

(政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3／4を乗じた額)

* 令和3年の収入に基づく令和年度の課税標準額、調整控除の額です。

奨学金区分	学校区分	所得判定額	年収めやす (※)
入学時増額奨学資金	国公立・私立とも	154,500 円未満	590 万円未満
奨学資金	国公立	251,100 円未満	800 万円未満
	私立	347,100 円未満	1,000 万円未満

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

※ 注意 ※

収入証明書は令和4年度（直近）のものです。お間違いのないようにしてください。

保護者全員のものがが必要です。但し、配偶者控除が適用されている場合は、配偶者の証明書は不要です。

「課税標準額」、「調整控除」とは？

● 課税標準額

住民税の計算の基礎となる金額です。具体的には、総合課税分の総所得金額、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得、株式等の譲渡所得、先物取引に係る雑所得等、山林所得及び退職所得の金額から、所得控除金額を差し引き、千円未満を切り捨てた額が該当します。特別徴収税額決定通知書や課税証明書においては、「課税標準額」、「課税総所得金額」等と記載されています。

● 調整控除

平成19年度に実施された国から地方への税源移譲に伴う所得割額の税率変更によって、所得税と個人市(町村)民税・府民税の人的控除額に差があることから、変更後の税率をそのまま適用すると、個人市(町村)民税・府民税を合わせた税額が増加する場合があります。

そのため、人的控除額の差額の合計額に応じて、所得割額から税額を差し引くことにより税負担が増加しないように調整するものです。

調整控除額の
計算方法

・ 合計課税所得金額 (注1) が 200万円以下 の方

次の1または2のいずれか少ない金額 × 5% (市民税3%・府民税2%)

- 1 人的控除額の差額の合計額 (注2)
- 2 個人市・府民税の合計課税所得金額

・ 合計課税所得金額 (注1) が 200万円超 の方

$\frac{\{\text{人的控除額の差額の合計額} - (\text{合計課税所得金額} - 200\text{万円})\}}{\text{(注3)}} \times 5\% \text{ (市民税3\%・府民税2\%)}$
(注2)

(注1) 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。

(注2) 政令指定都市の大阪市・堺市の場合は、市民税4%・府民税1%の内訳となります。

(注3) { } 内の額が50,000円未満の場合は、50,000円として計算します。

※ 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で課税標準額などを確認することができます。
(利用にあたっては、マイナンバーカードが必要です。)

<参考> 「課税標準額」・「調整控除の額」の確認方法

1. 給与収入の方（サラリーマンなど）

● 給与所得にかかる市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 [大阪市の例]

The diagram illustrates the process of finding the '課税標準額' (Tax Standard Amount) and '調整控除額' (Adjustment Deduction Amount) on a tax notice from Osaka City. Red arrows point from the explanatory text below to specific fields in the document.

課税標準額 (Tax Standard Amount): Indicated by a red arrow labeled ②, it points to the '合計額' (Total Amount) field in the '課税標準額' (Tax Standard Amount) section of the document.

調整控除額 (Adjustment Deduction Amount): Indicated by a red arrow labeled ①, it points to the '税額控除額 ⑤' (Tax Amount Deduction Amount 5) field in the '税額控除額' (Tax Amount Deduction Amount) section of the document.

※注意※ (Note): A red box highlights the '税額控除額 ⑤' field, indicating that this amount is the '調整控除額' (Adjustment Deduction Amount).

(摘要) 欄 (Summary Column): A red arrow labeled ② points to the '（摘要）欄' (Summary Column) in the bottom left corner of the document, which contains information about the '調整控除額' (Adjustment Deduction Amount).

- ① 「調整控除額」は、「税額控除額」欄に表示されます。
ただし、住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除等が適用されている場合は、それらを含めた合計額が表示されます。
- ② お住まいの地域により、（摘要）欄（通知書の左下）に「住宅借入金等特別税額控除額」、「寄附金税額控除額」、「調整控除額」などが表示されている場合があります。

● 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定（充当）通知書 [大阪市の例]

課税標準額 (課税所得金額)	特別控除額	合計額
課税標準額		
特別控除額		
合計額		

[illegible]

市民税・府民税額の内訳		市 民 税	府 民 税
算出所得割額の合計①		円	円
調整控除額②		円	円
配当控除額③		円	円
住宅借入金等特別税額控除額④		円	円
寄附金税額控除額⑤		円	円
外国税額控除額⑥		円	円
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額⑦		円	円
差引所得割額(①－⑧)		円	円
均等割額⑩		円	円
年税額(⑨＋⑩)		円	円

<参考> 「課税標準額」・「調整控除の額」の確認方法

3. 前記1及び2の証明書が提出できない方、住民税が非課税の方

● 市民税・府民税証明書 [大阪市の例]

令和 年度市民税・府民税証明書
(令和 年中の所得証明書)

納税義務者	住所	令和 年1月1日現在 住所(所在地)
氏名		

市民税・府民税額(円)	課税標準額(計)
区 分	所得割額
市 民 税	
府 民 税	

所得金額(円)	

所得控除額(円)	
社会保険料	寡婦・寡夫・ひとり親
小規模共済等掛金	勤労学生
生命保険料	障がい者
地震保険料	配偶者・扶養
	合 計

税額控除額(円)	
調整控除	分市民税府民税
配当控除	
住宅借入金等特別控除	

同一生計配偶者	扶養特定老人(85歳以上)	16歳未満その他(配偶者除く)	合計(本人除く)
人(人)	人(人)	人(人)	人(人)

特別障がい者(内同居)	その他障がい者	合計(本人除く)
人(人)	人(人)	人(人)

(備考)

区 分	税 額
市 民 税	
府 民 税	

調整控除	分市民税府民税
配当控除	
住宅借入金等特別控除	

上記のとおり相違ないことを証明します。
税証第 *** - **** 号
令和 年 月 日 大阪市長 印

課税標準額

課税標準額(計)

調整控除の額

※ 政令指定都市の大阪市・堺市の場合、「(参考)指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額」の欄に3/4を乗じた調整控除額も併せて表示されています。

3/4を乗じた額

お住いの市区町村によって様式が異なります。
必ず、「課税標準額」・「調整控除の額」が表示された
証明書の交付を受けてください。
詳細は発行元の市区町村にご確認ください。

貸付限度額

入学時増額奨学資金

- ・国公立 5万円以内（通信制課程も同額）
- ・私立 25万円以内（通信制課程は15万円以内）

奨学資金

所得判定額	年収めやす（※1）	貸付限度額（年額）	貸付対象区分
251,100円未満	800万円未満	授業料実質負担額（※2） その他教育費 10万円 + （授業料実質負担額（※2）が無償となる場合、限度額は10万円です。）	国公立・私立とも可
251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	授業料実質負担額（※2） （注）24万円を上限（※3）	私立のみ可

- （※1）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。
- （※2）授業料実質負担額とは、学校の授業料年額から国の就学支援金、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。
- （※3）府内の私立高校等に進学する生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯で、所得判定額（保護者合算）が251,100円以上304,200円未満（年収めやす800万円以上910万円未満）に該当し大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額

・生徒本人のみ1人の子どものみを扶養する世帯

【全日制・授業料 60万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 <上限 24 万円>	
所得判定額 (保護者合算額)	・生活保護 ・非課税 ・154,500 円未満	154,500 円以上 251,100 円未満	251,100 円以上 304,200 円未満	304,200 円以上 347,100 円未満
年収めやす (*)	590 万円未満	590 万円以上 800 万円未満	800 万円以上 910 万円未満	910 万円以上 1,000 万円未満
授業料	600,000 円	600,000 円	600,000 円	600,000 円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000 円	▲ 118,800 円	▲ 118,800 円	0 円
府の授業料支援補助金 (B)	▲ 204,000 円	▲ 281,200 円	0 円	0 円
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 600,000 円	▲ 400,000 円	▲ 118,800 円	0 円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	0 円	200,000 円	481,200 円	600,000 円
奨学資金貸付限度額	100,000 円	300,000 円	240,000 円	
入学時増額奨学資金 申込の可否	可 (○)	不可 (×)		

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額

・生徒本人を含めて2人の子どもを扶養する世帯 (※1)

【全日制・授業料 60万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 <上限 24万円>	
所得判定額 (保護者合算額)	・生活保護 ・非課税 ・154,500円未満	154,500円以上 251,100円未満	251,100円以上 304,200円未満	304,200円以上 347,100円未満
年収めやす (*)	590万円未満	590万円以上 800万円未満	800万円以上 910万円未満	910万円以上 1,000万円未満
授業料	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000円	▲ 118,800円	▲ 118,800円	0円
府の授業料支援補助金 (B)	▲ 204,000円	▲ 381,200円	▲ 181,200円	0円
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 600,000円	▲ 500,000円	▲ 300,000円	0円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	0円	100,000円	300,000円	600,000円
奨学資金貸付限度額	100,000円	200,000円	<u>100,000円</u> (※2)	240,000円
入学時増額奨学資金 申込の可否	可 (○)	<u>不 可 (×)</u>		

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 年度末年齢が19歳（高校生は除く）以上の場合は、大学等において教育を受けている学生に限ります。

なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校卒業後1年間は人数に含めます。

(※2) 府内の私立高校等に進学する生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯で、所得判定額（保護者合算）が251,100円以上304,200円未満（年収めやす800万円以上910万円未満）に該当し大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額

・生徒本人を含めて3人以上の子どもを扶養する世帯 (※1) 【全日制・授業料 60万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 <上限 24万円>	
所得判定額 (保護者合算額)	- 生活保護 - 非課税 154,500 円未満	154,500 円以上 251,100 円未満	251,100 円以上 304,200 円未満	304,200 円以上 347,100 円未満
年収めやす (*)	590 万円未満	590 万円以上 800 万円未満	800 万円以上 910 万円未満	910 万円以上 1,000 万円未満
授業料	600,000 円	600,000 円	600,000 円	600,000 円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000 円	▲ 118,800 円	▲ 118,800 円	0 円
府の授業料支援補助金 (B)	▲ 204,000 円	▲ 481,200 円	▲ 381,200 円	0 円
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 600,000 円	▲ 600,000 円	▲ 500,000 円	0 円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	0 円	0 円	100,000 円	600,000 円
奨学資金貸付限度額	100,000 円	100,000 円	貸付対象外 (※2)	240,000 円
入学時増額奨学資金 申込の可否	可 (○)	不 可 (×)		

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 年度末年齢が19歳（高校生は除く）以上の場合は、大学等において教育を受けている学生に限ります。

なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校卒業後1年間は人数に含めます。

(※2) 府内の私立高校等に進学する生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯で、所得判定額（保護者合算）が251,100円以上304,200円未満（年収めやす800万円以上910万円未満）に該当し大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に進学した場合の貸付限度額

【全日制・授業料 45万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 <上限 24 万円>	
所得判定額 (保護者合算額)	・生活保護 ・非課税 ・154,500 円未満	154,500 円以上 251,100 円未満	251,100 円以上 304,200 円未満	304,200 円以上 347,100 円未満
年収めやす (*)	590 万円未満	590 万円以上 800 万円未満	800 万円以上 910 万円未満	910 万円以上 1,000 万円未満
授業料	450,000 円	450,000 円	450,000 円	450,000 円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000 円	▲ 118,800 円	▲ 118,800 円	0 円
府の授業料支援補助金 (B) <u>(対象外)</u>	-----	-----	-----	-----
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 396,000 円	▲ 118,800 円	▲ 118,800 円	0 円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	54,000 円	331,200 円	331,200 円	450,000 円
奨学資金貸付限度額	154,000 円	432,000 円 (※1)	240,000 円	
入学時増額奨学資金 申込の可否	可 (○)	<u>不可 (×)</u>		

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

申込みから貸付までのおもな流れです。詳細は各ページをご覧ください。→

p.00

事務手続き等	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1 募 集 p.16~ 									
2 申込書類の提出 p.18~ 	※ 必ず、学校が定めた期限までに提出してください！								
3 採用決定通知の送付 p.31 					12月上旬				
4 借入手続き書類の送付 p.32 						1月下旬			
5 借入手続き p.33~ 入学時増額奨学資金 									
	※ 直接育英会へ提出								
奨学資金 									
	※ 進学先高校等へ提出								
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月

募集及び申込みに必要な関係書類を 8月23日（火）に「育英会」から「各中学校」へ送付しています。

書 類 名		備 考
予約奨学生募集のポスター		学校内に掲示
予約奨学生の募集について（チラシ）		生徒全員に配布
（セット内容）	予約奨学生（奨学金）申込みのしおり	申込希望者に配付
	予約奨学生申込みのしおり	
	予約奨学生申込書（3連式）	
	申込書記入例（両面刷り）	
	別 表（両面刷り）	
	Q & A 一覧	
	別 紙（両面刷り）	

◎ 申込希望の方は、学校で『予約奨学生（奨学金）申込みのしおり』をもらってください。

令和5年度 予約奨学生（奨学金）申込みのしおり

公益財団法人 大阪府育英会

〒534-0026 大阪市都島区船場4-1-10 大阪府育英会
TEL 06-6327-0272 FAX 06-6328-9053

※ホームページでご確認ください。▶▶ 大阪府育英会

1 制度の概要

高等学校等へ進学を希望する生徒で、同様に意欲的な生徒の募集により、教育の機会を均等に。希望者に奨学金を支給する制度です。
なお、大阪府育英会の奨学金は、奨学金です。

2 奨学金の概要

・入学金増額奨学金
高等学校等（中等教育学校の後進課程を除く）への入学時に必要な経費の支払いに充てるため、入学金に追加して交付する。

・奨学金
高等学校等の授業料及びその他の教育に必要となる経費の支払いに充てるため、毎学期に交付する。

募集 入学金増額奨学金の申込みは、学校の募集に限り、募集要項等への募集に限り、募集要項に定められている。学校の募集に限り、募集要項に定められている。学校の募集に限り、募集要項に定められている。

3 申込みの要領

1. 令和5年4月に学校教育法による次の学校へ進学を希望する者
(1) 高等学校（中等教育学校の後進課程及び特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校
(2) 高等学校の成績優秀者（ただし、学年末に1年以上の欠席がある者を除く）
(3) 中等教育学校の成績優秀者（中等教育学校の成績優秀者を含む）

2. 成績優秀者（成績）が大阪府内に住所を有すること
成績優秀とは、同様に成績優秀者として認定された成績優秀者（成績）が大阪府内に住所を有すること。成績優秀者として認定された成績優秀者（成績）が大阪府内に住所を有すること。成績優秀者として認定された成績優秀者（成績）が大阪府内に住所を有すること。

3. 成績優秀者（成績）が大阪府内に住所を有すること
成績優秀者（成績）が大阪府内に住所を有すること。成績優秀者（成績）が大阪府内に住所を有すること。成績優秀者（成績）が大阪府内に住所を有すること。成績優秀者（成績）が大阪府内に住所を有すること。

種別	対象者	支給額	支給回数	支給総額
入学金増額奨学金	高校1年生・私立	104,000円未満	1回	104,000円未満
奨学金	高校1年生・私立	251,000円未満	6回	1,506,000円未満
奨学金	高校1年生・私立	247,000円未満	6回	1,482,000円未満

※ 申請書は、成績優秀者として認定された成績優秀者（成績）が大阪府内に住所を有すること。成績優秀者（成績）が大阪府内に住所を有すること。成績優秀者（成績）が大阪府内に住所を有すること。成績優秀者（成績）が大阪府内に住所を有すること。

＜セット内容＞

- ・ 予約奨学生（奨学金）申込みのしおり
- ・ 予約奨学生申込書
- ・ 申込書記入例
- ・ 別 表
- ・ Q&A一覧
- ・ 別 紙

しおりの2ページ目に学校への提出期限を記入する箇所があります。
忘れないように必ず記入し、期限までに学校に提出してください。

5 申込手続き

① 予約奨学生申込書

在学(出身)中学校が指定する期日（期限厳守）

【学校提出期限： 月 日（ ）】

提出先 在学(出身)中学校

※ 提出期限厳守 ※

- ◎必ず以下の点を確認し、期限までに学校に提出してください。
点検箇所・方法等については、次ページ以降を参照してください。

提出書類の確認について

- I. 申込書の必要事項がすべて記入されているか。
- II. 申込書 **C** 票に必要書類がすべてのり付けされているか。
- ① 保護者の収入に関する証明書等
 - ② 生徒本人及び保護者の住民票
 - ③ 生徒本人の通帳のコピー
 - ④ その他の書類
(「ひとり親家庭医療証」のコピーや事情書など)

を参照し、記入漏れや記入間違いがないようにしてください

・記入例

記入例

※ 記入上の注意事項について★

「注意事項」をよく読んで必ず注意事項のルールを使用し、正確に各々が答えられ
自覚で記入してください。また、「階上」「F」などの階上記入は不可です。

記入例

※ 記入上の注意事項について★

記入例

※ 記入上の注意事項について★

「注意事項」をよく読んで必ず注意事項のルールを使用し、正確に各々が答えられ
自覚で記入してください。また、「階上」「F」などの階上記入は不可です。

記入例

※ 記入上の注意事項について★

記入例

※ 記入上の注意事項について★

「注意事項」をよく読んで必ず注意事項のルールを使用し、正確に各々が答えられ
自覚で記入してください。また、「階上」「F」などの階上記入は不可です。

記入例

※ 記入上の注意事項について★

※申込書 **B** 票の「希望する奨学金の種類」の記入については、
次のページをご覧ください。

申込書 B 票の記入について

必ず、いずれかひとつに
✓してください。
複数 ✓ は不可です！

注) 別紙

希望する奨学金の種類

① 希望する奨学金の種類に「チェック」してください。(複数可不可)

② ①・②の方は同意欄にも「✓」をしてください。

☐ ① 入学時増額奨学資金と奨学資金の両方	☐ 同意欄 右記内容に 同意します
☐ ② 入学時増額奨学資金のみ	
☐ ③ 奨学資金のみ	

入学時増額奨学資金借入手続き時期の確定等のために、志望校決定時期に志願方法(専願・併願等)の情報を学校を通じて大阪府教育会に提供します。

① または ② を希望する場合は、
こちらにも ✓ してください！

※入学時増額奨学資金の貸付にかかる申込みは、今回の募集に限ります。

高校学校等への進学に際し経済的な不安を持たれている方は、

①入学時増額奨学資金と奨学資金の両方
をお申込みください。

Ⅱ. 申込書 **C** 票に必要書類がすべてのり付けされているか。

次ページ以降を参照し、提出漏れがないようにしてください

・申込書 **C**

C 次の1・2・3の書類を、ここにのり付けしてください。

1. 収入に関する証明書（コピー可）
2. 生徒本人 及び 保護者の住民票
（原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの）
※裏面の「住民票提出における注意事項」を必ず読んでください。
3. 生徒本人名義の指定銀行の通帳コピー（表紙の裏面部分）

証明書等の上部を上にして、表向きに貼ってください。
（2枚以上の場合は、重ねてのり付けしてください。）

～ 収入に関する証明書について ～

※『課税証明書』の場合は、必ず「課税標準額（課税所得金額）」、「調整控除額」が記載されたものを提出してください。

※『特種徴収額の決定・変更通知書』の場合、「調整控除額」は、「税額控除額」に含まれた形で記載されます。「調整控除額」確認のため、追加で「調整控除額」の記載がある『課税証明書』の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

保護者の職業形態	申 込 に 必 要 な 書 類
1 給与収入の方 （サラリーマンなど）	・令和3年度 給与所得等にかかる市（町村）民税・府民税 特種徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用） （※）5月下旬から6月上旬に、勤務先から交付されたものです。 非課税の方についても、交付されています。
2 給与収入以外の方 （自営業者など）	・令和3年度 市（町村）民税・府民税納税通知書兼徴収決定（在当）通知書 （※）6月中旬に市町村の税務担当課から送付されたものです。 お住まいの地区により、非課税の方には送付されていない場合があります。
3 ・上の1及び2の証明書 が提出できない方 ・住民税が非課税等の方	・令和3年度 市（町村）民税・府民税課税証明書 （※）市区町村の窓口で交付をうけてください。 （市区町村により証明書の名称が異なります。）
4 生活保護世帯の方	・生活保護受給（適用）証明書（当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの） （※）住所地の市区町村福祉事務所等で交付を受けてください。 注）証明書には、生徒氏名および保護者（父母等）氏名の記載が必須です。

注1）源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書等は、証明書として使用できません。

注2）保護者全員の証明書を提出してください。
 ただし、上の1～3の証明書において、扶養親族該当区分の免除対象配偶者欄に次の記号等が表示されている場合は、配偶者の証明書は不要です。 ～ 「※」・「★」・「1」・「有」 ～

注3）上記1、2の両方の収入がある方は、両方の証明書を提出してください。

※ 下記事情に該当する場合は、上記証明書に加えて、以下の書類が必要です。

事 情 内 容	必 要 書 類 等
■ ひとり親家庭の場合 上記1～3の証明において、本人該当区分の 養育・ひとり親欄に※印・★印等が表示されて いない場合	・『ひとり親家庭医療証』のコピー 又は ・養育を表示した世帯全員の住民票の原本
■ 海外勤務などで、住民税が非課税の場合	・令和2年度の給与支払証明書（育英会所定の様式）
■ 解雇等による失業・転職、 その結果収入減が見込まれる場合	・申込時から1年以内に交付された『雇用保険受給資格者証』 又は『離職票（証明書）』のコピー ・退職日までの源泉徴収票 ・今年の収入見込み証明書等

《必要書類》

- ① 保護者の収入に関する証明書等
- ② 生徒本人及び保護者の住民票
- ③ 生徒本人の通帳のコピー
- ④ その他の書類

・「ひとり親家庭医療証」のコピー
 ・事情書 など

Ⅱ. 申込書 **C** 票に必要書類がすべてのり付けされているか。

① 保護者の収入に関する証明書等

注）氏名の部分が切れないようにコピーしてください！

次のいずれかを必ずのり付けしてください！

※ 令和4年度（直近）のもので、保護者全員分 ※

但し、1～3の証明書において扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に次の記号等が記載されている場合は、配偶者の証明書は不要です。 ～「＊」・「★」・「1」・「有」～

保護者の職業形態		申込に必要な書類
1	給与収入の方 (サラリーマンなど)	- 令和3年度 給与所得等にかかる市(町村)民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) (*) 5月下旬から6月上旬に、勤務先から交付されたものです。非課税の方についても、交付されています。
2	給与収入以外の方 (自営業者など)	- 令和3年度 市(町村)民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書 (*) 6月中に市町村の税務担当課から送付されたものです。お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。
3	- 上の1及び2の証明書が提出できない方 - 住民税が非課税等の方	- 令和3年度 市(町村)民税・府民税課税証明書 (*) 市区町村の窓口で交付をうけてください。(市区町村により証明書の名称が異なります。)
4	生活保護世帯の方	- 生活保護受給(適用)証明書(当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの) (*) 住所地の市区町村福祉事務所等で交付を受けてください。 注) 証明書には、生徒及び保護者(父母等)の氏名の記載が必要です。

※ 源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書等は、証明書として使用できません。

※ 上記1、2の両方の収入がある方は、両方の証明書が必要です。

① 保護者の収入に関する証明書等

注) 次の事情に該当する場合は、収入に関する証明書に加えて次の書類が必要です。

事 情 内 容	必 要 書 類
■ ひとり親家庭の場合 収入に関する証明書でひとり親が確認できない場合 (本人該当区分の寡婦・ひとり親欄に＊印や★印等が表示されていない場合)	・『ひとり親家庭医療証』のコピー 又は ・続柄を表示した世帯全員の住民票の原本
■ 海外勤務などで、住民税が非課税の場合	・令和3年中の給与支払証明書（育英会所定の様式）
■ 解雇等による失職・転職、 その他著しい収入減が見込まれる場合	・申込時から1年以内に交付された『雇用保険受給資格者証』又は『離職票（証明書）』のコピー ・退職日までの源泉徴収票 ・今年の収入見込証明書等

ひとり親家庭（母子・父子世帯）の提出書類不備が多く見られます！

ひとり親家庭の場合は、『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄に記号があるか（次ページ以降参照）、ない場合は『ひとり親家庭医療証』のコピー、又は『続柄が表示されている世帯全員の住民票の原本』の提出が必要です。

ここに「＊」印や「★」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄

2. 給与収入以外の方（自営業者など）

・ 納税通知書兼税額決定（充当）通知書（見本）「大阪市」の例

令和 年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定（充当）通知書

課税区 台帳番号 区分

この通知書 第1期 第2期 第3期 第4期

上記の普通徴収金 金融機関

公的年金から徴収月 年4月 年6月 年8月 年10月 年12月 年2月

お間違いのないよう

QRコード

本書のとおり各納期限までに納めてください。

令和 年度 市民税・府民税課税明細書（その1）

課税区 台帳番号 区分

所得金額、課税標準額及び算出所得割額の内訳

所得区分 所得金額

（給与収入）
（公的年金等収入）
（雑所得）
（損益通算前）
課税標準額
所得金額
短期譲渡所得
分離所得

各種損失の繰越控除額

種類 繰越損失額

扶養親族・同一生計配偶者・本人該当の区分

扶養親族等該当区分 本人該当区分

所得控除の内訳

所得控除区分 所得控除額

社会保険料
小規模企業共済
生命保険料
地震保険料
障害・ひとり親等
障害がい
配偶者
扶養
基礎
基礎
医療
合計

令和 3 年度 市民税・府民税課税明細書（その2）

課税区 台帳番号 区分

市民税・府民税の内訳

算出所得割額の合計①
税額控除額②
配当控除額③
住宅借入金等特別税額控除額④
寄附金税額控除額⑤
外国税額控除額⑥
配当控除・外国税等控除等税額控除額⑦
算出所得割額（①－⑦）⑧
均等割額⑨
年税額（⑧＋⑨）⑩

市民税 府民税 合計

寄附金税額控除額（⑤）の算出の基礎となる寄附金の額

区分 金額

都道府県・市区町村（特例控除対象）
日本赤十字社・日本赤十字会・日本青年赤十字会（日本赤十字会）
余額により指定されたもの

合計税額の明細

金額

扶養親族・同一生計配偶者・本人該当の区分

扶養親族等該当区分 本人該当区分

同一生計配偶者 一般控配 老人控配 特定扶養 同居老親等扶養 老人扶養 16歳未満 一般扶養 同居特別障がい 特別障がい 普通障がい 普通障がい 寡婦 ひとり親 勤労学生

ここに「*」印や「★」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

該当する区分欄に*または人数を記載しています。

『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄

3. 前記1及び2の証明書が提出できない方、住民税が非課税の方

・市民税・府民税証明書（見本）〔大阪市の例〕

令和 年度市民税・府民税証明書
(令和 年中の所得証明書)

住 所			
納税義務者	令和 年1月1日現在 住所(所在地)		
氏 名			

市民税・府民税額(円)	課税標準額(円)
区 分	所得割額 均等割額 税 額
市 民 税	
府 民 税	

所得金額(円)			

所得控除額(円)			
社会保険料	寡婦・寡夫・ひとり親	配 偶 者	配 偶 者
小規模共済等掛金	勤 労 学 生	障 が い 者	障 が い 者
生命保険料	障 が い 者	障 が い 者	障 が い 者
地震保険料	配 偶 者 ・ 扶 養	配 偶 者 ・ 扶 養	配 偶 者 ・ 扶 養

税 額 控 除 額 (円)			
区 分	市 民 税	府 民 税	区 分
調 整 控 除			寄 附 金 税 額 控 除
配 当 控 除			所得割調整額・外国税額控除等
住宅借入金等特別控除			配当割額・株式等譲渡所得割額控除

同一生計 配偶者	扶養 親族	特 定 老 人 (内同族)	16歳未満 その他	合 計 (配偶者除く)	本人 本人 特別 ひとり 親	事業専従者
人	人	人	人	人	人	人
特別障がい者 (内同族)	その他障がい者	合 計 (本人除く)				
人	人	人				

(備考)

(参考) 指定都市以外の市町村の標準税率に基づいた税額及び税額控除額 (※この項目は証明書の提出先において使用する場合があります。)

区 分	市 民 税	府 民 税	区 分
調 整 控 除			寄 附 金 税 額 控 除
配 当 控 除			所得割調整額・外国税額控除等
住宅借入金等特別控除			配当割額・株式等譲渡所得割額控除

上記のとおり相違ないことを証明します。
税証第 *** - *** 号
令和 年 月 日

大阪市長 印

ここに「*」印や「○」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

市区町村により表示方法が異なります。
『所得控除の内訳』欄に「寡婦」などの文言と併せて金額（260,000円など）が表示されている場合などがあります。

② 生徒本人及び保護者の住民票

以下の点に注意してください！

「ひとり親家庭」の証明書類を兼ねている場合は、**続柄表示がある世帯全員の住民票**が必要です。

保護者が外国籍の方の場合、「**在留資格**」の表示が必要です。

但し、「**在留カード**」又は「**特別永住者証明書（カード）**」のコピーが添付されている場合は、非表示でも結構です。

なお、**申込資格がある在留資格は以下のみ**となります。

- ・永住者
- ・日本人の配偶者等
- ・永住者の配偶者等
- ・定住者（※）

（※）将来日本に永住する意思確認のための『誓約書』の提出が必要です。
所定の様式がありますので、当会までご連絡ください。

個人番号（マイナンバー）が表示されているものは、**受付できません。**

複数枚綴りの住民票は、**全ての提出が必要です。**
解かれて一部のみが提出されている場合は、**受付できません。**

当会に提出する日から**3ヶ月以内**に発行された**原本**が必要です。

住 民 票	
大阪市〇〇区	
住 所	〇〇区〇〇町1丁目2番3号
世帯主	姓 名 姓 太郎
氏 名	姓 太郎
生年月日	平成14年4月10日
性 別	男
続柄	世帯主
個人番号	記載省略
住民票コード	記載省略
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
届出をした年月日	平成〇年〇月〇日
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	記載省略
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
前 住 所	平成〇年〇月〇日 届出
氏 名	SHOGAN, HANAKO ELIZABETH
通 称	姓 花子 王 子
生年月日	1977年1月1日
性 別	女
続柄	妻
個人番号	記載省略
住民票コード	記載省略
外国籍・地域	外国
在留資格	第30条の15に規定する区分：中長期在留者
在留期間等	5年
在留カード等の番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
在留資格：日本人の配偶者等	
在留期間等の満了の日	〇年〇月〇日
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
前 住 所	平成〇年〇月〇日 届出
氏 名	姓 希望
生年月日	平成18年8月10日
性 別	女
続柄	子
個人番号	記載省略
住民票コード	記載省略
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
届出をした年月日	平成〇年〇月〇日
木 籍	記載省略
筆 頭 者	記載省略
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
前 住 所	平成〇年〇月〇日 届出
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号	
住民票コード	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
木 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
個人番号</	

③ 生徒本人の通帳のコピー

生徒本人名義の通帳のコピーをのり付けしてください！

通帳がないタイプの口座の場合、「キャッシュカードのコピー」やインターネットバンキング ログイン後に各銀行が用意している「通帳表紙イメージ」や「口座番号連絡書」などをプリントアウトしたものを提出してください。

ゆうちょ銀行（通常貯金）の場合

※ 送金機能がないと振込できません！

- ① または ② があれば送金機能があります。

- ① 振替口座開設に「○」印がある
- ② 上限額に金額の印字がある

どちらもない場合は、ゆうちょ銀行に問い合わせが必要です！



その他の銀行の場合

- ・三菱UFJ銀行
- ・三井住友銀行
- ・りそな銀行
- ・関西みらい銀行
- ・池田泉州銀行

普通預金
(総合口座)

の

- ☐座名義人
- 支店名
- 支店番号
- ☐座番号

△下記銀行以外は不可です！

<このページをコピー>

The diagram illustrates a Japanese bank transfer slip (振込用紙) with the following details:

- Header Information:**
 - 記号 (Keigō): 12340
 - 番号 (Bangō): 123451
 - 振込先 (Kinkosen): ショウガク ノゾミ 様 (Shōgaku Nozomi様)
- Bank Information:**
 - 振込先 (Kinkosen): 株式会社 ゆうちょ銀行 (Kabushiki Kaisha Yūchō Ginkō)
 - 印 (In): A circular stamp representing the bank's seal.
- Transfer Details (振込内容):**
 - 振込口座 (Kinkō Kōza): 指定口座 (Shitei Kōza) with a dashed circle around it, labeled with a large '1' and an arrow.
 - 振込金額 (Kinkō Kin'gaku): 通常貯金ご利用 (Tōjō Chōkin Gokurōri) with a dashed box around it, labeled with a large '2' and an arrow.
 - 振込金額 (Kinkō Kin'gaku): 上限額 10,000,000 円 (Jōgen-gaku 10,000,000 Yen) with a dashed box around it.
 - 振込 (Kinkō): 確認 (Kakunin) (Confirmation).
- Transfer Purpose (振込目的):**
 - 振込目的 (Kinkō Mokuoku): 【預金種目】は、普通預金 (【Chōkin Shūmoku】wa, Futsu Chōkin) (Transfer Purpose: The deposit type is Ordinary Deposit).
 - 振込 (Kinkō): 【店名】 (【Tenmei】) (Store Name).
 - 振込 (Kinkō): 【店番】 (【Tenban】) (Store Number).
 - 振込 (Kinkō): 【預金種目】 (【Chōkin Shūmoku】) (Deposit Type).
 - 振込 (Kinkō): 普通預金 (Futsu Chōkin) (Ordinary Deposit).
 - 振込 (Kinkō): 【口座番号】 (【Kōza Bangō】) (Account Number).

が記載されているページ（通帳表紙の次のページ）
のコピーを提出してください。

「ひとり親家庭医療証」のコピーや「事情書」など

ご不明な点があれば、育英会までご連絡ください。

• O & A 一覽

[illegible]

1 2月上旬に学校を通じて『予約奨学生貸付予定者決定通知書』を交付します。

・ 予約奨学生貸付予定者決定通知書

大阪府育英会予約奨学生貸付予定者決定通知書

受付番号
氏 名
学 校 名

公益財団法人大阪府育英会
理 事 長 植 田 剛 司
(公 印 省 略)

あなたは、令和4年度大阪府育英会予約奨学生貸付予定者として下記のとおり決定しました。
ただし、奨学金（入学時増額奨学金・奨学資金）の貸付を受けるには、別途手続きが必要です。
手続きをしない場合は、辞退したものとみなされ、貸付を受けることができません。
なお、借入手続き書類は、令和4年1月下旬に学校を通じてお渡しします。

【奨学金（入学時増額奨学金・奨学資金）の借入手続きについて】

1. 入学時増額奨学金の借入手続き（中等教育学校の後期課程は貸付対象外です）

●手続時期（提出時期） 専願（私立）の場合：令和4年2月 4日（金）～2月22日（火）まで（必着）
併願・国公立の場合：令和4年2月25日（金）～3月29日（火）まで（必着）

提出書類 ①入学時増額奨学金借付証書（学校を通じてお渡しします。）
②連帯保証人の印鑑登録証明書（※）
③合格通知書又は合格証明書（コピー可）

提 出 先 大阪府育英会 に直接提出してください。

2. 奨学資金の借入手続き

●手続時期（提出時期） 令和4年4月上旬

提出書類 ①進学届（学校を通じてお渡しします。）
②奨学資金借付証書（学校を通じてお渡しします。）
③連帯保証人の印鑑登録証明書（※）

提 出 先 進学先の高校等へ提出してください。

（※）原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

【問い合わせ先】
公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課
〒534-0026 大阪市都島区綱島町6番20号 大阪私学会館2階
TEL: 06-6357-6272 FAX: 06-6358-3053
業務時間 平日 9:00～17:30

※ 昨年度の予約奨学生募集時のものです。書式等を変更する場合があります。

※ 昨年度の予約奨学生募集時のものです。書式等を変更する場合があります。

入学時増額奨学資金

【入学校確定後】

2月上旬
～
3月下旬

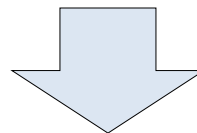
●『借入手続き書類』提出

- ・入学時増額奨学資金借用証書
- ・連帯保証人の印鑑登録証明書
- ・合格を証する書類（合格通知書等のコピー）

※ 提出がない場合は
辞退とみなします。申込者
(生徒本人)

△ 育英会へ直接郵送

育英会



受付後、概ね10日以内

【貸付】

生徒本人の口座

生徒本人の口座に振込

育英会

奨学資金

【進学後】

～4月上旬

〔進学先高校等が
定めた期限まで〕

●『借入手続き書類』提出

- ・進学届
- ・奨学資金借用証書
- ・連帯保証人の印鑑登録証明書

※ 提出がない場合は
辞退とみなします。申込者
(生徒本人)

提出

進学先高校等

育英会

5月下旬

●『本採用通知』交付

申込者
(生徒本人)

交付

進学先高校等

育英会

【貸付】

5月30日

生徒本人の口座

生徒本人の口座に振込

育英会

申込後、借入手続きまでに氏名や住所の変更などがある場合は、所定の手続きを行ってください。

氏名・住所の変更

学校を通じて、「変更届」を提出してください。様式は問いません。

なお、生徒の氏名の変更がある場合は、必ず氏名変更後の通帳コピーも提出してください。（提出がない場合、送金ができません。）

<記入内容>

- | | | |
|---------|---------|-------|
| ・変更前の内容 | ・変更後の内容 | ・変更理由 |
| ・記入日 | ・記入者（印） | ・生徒氏名 |

※ 提出時期によっては、1月下旬に送付する借入手続き書類の印字氏名の変更が間に合わないことがあります。貸付書類はそのまま使用できます。

辞 退

学校を通じて、「辞退届」を提出してください。様式は問いません。
必ず、署名・捺印をしてください。

※ 「借入手続き書類」送付後に辞退される場合は、手続き書類を提出しなければ、自動的に辞退したものとみなしますので、「辞退届」は不要です。

奨学金の返還は、卒業後（貸付終了後）6ヶ月を経た10月から開始となります。
毎月定められた金額を借用人（生徒本人）の預貯金口座から口座振替（自動引落とし）により返還していただきます。

※ 卒業以外の事由で1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合は、その年の10月から返還開始となります。

口座振替日 (返還期日)	返還方法	振替日
	月払い	27日

◎ 口座振替日の前日までに、預貯金口座へ返還金を入金してください。

◎ 口座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。

経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず育英会まで連絡してください。

連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ年率8.9%の延滞金が課されます。

また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。

返還月額・返還例

1. 入学時増額奨学資金のみを借りた場合の返還月額・・・4,000円

借入金額 50,000円	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合 計
初年度	—	—	—	—	—	—	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	24,000	24,000
2年目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	—	—	—	—	—	26,000	<u>50,000</u>

単位：円

借入金額 250,000円	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合 計
初年度	—	—	—	—	—	—	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	24,000	24,000
2年目 ～5年目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	192,000	216,000
最終年度	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	—	—	—	34,000	<u>250,000</u>

単位：円

2. 奨学資金のみを借りた場合の返還月額

借入金額	144万円以下	8,000円
借入金額	144万円超え 162万円以下	9,000円
借入金額	162万円超え 180万円以下	10,000円
以降、借入金額が18万円増えるごとに月額1,000円を加算		

借入金額 300,000円	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合 計
初年度	—	—	—	—	—	—	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	48,000	48,000
2年目 3年目	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	192,000	240,000
最終年度	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	4,000	—	—	—	—	60,000	<u>300,000</u>

単位：円

3. 入学時増額奨学資金と奨学資金を併せて借りの場合の返還月額

借用金額 350,000円														単位：円
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合 計
初年度	—	—	—	—	—	—	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000	60,000
2年目 3年目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	240,000	300,000
最終年度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	—	—	—	—	—	—	—	50,000	<u>350,000</u>

借用金額 550,000円	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合 計
初年度	—	—	—	—	—	—	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000	60,000
2年目 ～5年目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	480,000	540,000
最終年度	10,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000	550,000

定期増額型	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合 計
初年度	—	—	—	—	—	—	8,000	8,000	<u>20,000</u>	8,000	8,000	8,000	60,000	60,000
2年目 ～5年目	8,000	8,000	<u>20,000</u>	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	<u>20,000</u>	8,000	8,000	8,000	480,000	540,000
最終年度	8,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000	<u>550,000</u>